

産前産後の国民年金保険料免除(国民年金第1号被保険者)

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者[■]が出産した場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

■国民年金第1号被保険者とは、国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の人とその配偶者(厚生年金被保険者、共済組合等加入者、第3号被保険者を除く)

届け出について

届け出できる期間

出産予定日の6カ月前から

※速やかに届け出をお願いします。

必要なもの

- 年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- 母子健康手帳

免除制度の内容

対象 国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産した人(任意加入被保険者は除く)

免除期間 【生まれた子どもが1人の場合】
出産(予定)月の前月から4カ月間

【生まれた子どもが複数の場合】
出産(予定)月の3カ月前から6カ月間






制度内容

- 免除期間も保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映
- 産前産後期間でも、付加保険料は納付可(月額400円)
- 対象期間の保険料を前納している場合、全額返金

☎健康保険課 保険年金係 ☎286-3113
熊本東年金事務所 ☎367-8144

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して、家族や親族などの養護者や、介護保険施設などの入所施設・居宅サービス事業所などの従事者が行う次のような行為のことで、

	定義	具体的な行動例
 身体的虐待	身体に外傷が生じる またはその恐れのある 暴力を加える	・たたく、つねる、殴る、蹴る ・物を投げつける(高齢者に当た らなかった場合も含む) など
 介護・世話の 放棄・放任	衰弱させるような減食 長時間の放置など 介護を著しく怠る	・食事を与えない、必要とする医 療などを相応の理由なく制限 ・劣悪な環境で生活させる など
 精神的虐待	脅しや侮辱、無視、 嫌がらせなどで 精神的苦痛を与える	・怒鳴る、ののしる ・侮辱を込めて、子どものように 扱う など
 性的虐待	本人の同意がない あらゆる形態の性的な 行為やその強要	・懲罰的に下半身を裸にして放置 ・キス、性器への接触 ・性行為の強要 など
 経済的虐待	合意なく財産や金銭を 使用し、本人の使用は 理由なく制限	・日常的に必要な金銭を渡さない ・年金や預貯金を本人の意思、利 益に反して使用する など

身近で起きていませんか？

- ・何度も同じことを話すので、無視してしまう。
 - ・動くと危ないので、ベッドに縛り付けている。
 - ・介護が大変で、おむつを替えない。
- ※介護をしている人は、一人で悩まず、ぜひご相談ください。

虐待相談窓口

虐待を受けた(受けている)と思われる高齢者を発見した場合や、介護についての相談は下記窓口へ。

【木山、福田、津森校区】

東部圏域地域包括支援センター
☎289-0099

【飯野、広安、広安西校区】

西部圏域地域包括支援センター
☎285-4822
福祉課 包括支援係(平日8:30~17:15)
☎234-6113(時間外は286-3111)